

介護給付適正化情報は、事業者の適切なサービス提供による給付の適正化を促すため、事業所の運営、介護報酬の算定、各種手続き等について、情報発信しておりますので、参考にしてください。

## 避難訓練の実施について

多くの事業所では、定期的に火災を想定した避難訓練を実施されていると思います。しかし、本市で発生しうる災害は火災だけではありません。近年激甚化する風水害や、いつ発生してもおかしくない大規模地震への備えも不可欠です。

火災・風水害・地震では、災害の特性が大きく異なるため、求められる避難行動や訓練のポイントも全く異なりますので、火災を想定した訓練だけでなく、風水害や地震を想定した訓練も定期的に実施してください。

また、非常災害対策計画を策定している事業所は、訓練実施後に内容について必ず見直しを行ってください。



## 令和8年度運営指導が始まります！

### 事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への運営指導について

令和8年12月頃まで概ね30か所の事業所へお伺いする予定です。

対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。

事前の連絡は概ね2か月前に行っていますが、個々の事情もあり例年スケジュール調整が難しく連絡時期に多少の前後が生じることがありますので、皆様の御理解・御協力をお願いします。

※令和4年3月末に国が運営指導指針等の一部改正を行ったことに伴い、指導内容の変更や指導名称の変更等が示されました。本市では令和5年度から、これまで「実地指導」として表現されてきた名称を「運営指導」へ変更しています。



## 『在宅介護実態調査』への御協力のお願い

各認定調査実施事業所 様

平素より、小樽市の介護保険行政の運営につきまして、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、市では要介護（支援）認定の調査を受けられる方を対象とした、「在宅介護実態調査」を実施することとなりました。本調査は、要介護（支援）認定を受けられる方々の日頃の生活状況等についてお伺いし、令和9年度からの第10期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料としたいと考えております。

つきましては、貴事業所に所属される介護支援専門員の皆様が、7/1～8/31の期間中に要介護（支援）認定調査を実施される際に、併せて本調査の実施をお願いしたく存じます。

業務御多忙のおり申し訳ありませんが、調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査期間 | 令和8年7月1日～令和8年8月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 調査対象 | <p><b><u>更新申請・区分変更申請する方で在宅の方</u></b>（サービス利用の有無は問いません）<br/> ※上記期間に認定調査を実施する方。以下の方は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の認定申請の方</li> <li>・医療機関に入院されている方</li> <li>・次の施設に入所、入居されている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別養護老人ホーム（密着型含む）</li> <li>○老人保健施設   ○介護療養型医療施設   ○介護医療院</li> <li>○グループホーム   ○特定施設（密着型含む）</li> </ul> </li> </ul> <p>※短期入所利用者は在宅として調査対象に含めてください。</p> |

※調査票及び調査実施の手引き等につきましては、6月下旬ごろに各事業所様あてに送付させていただきます。

※本調査への御質問等がございましたら、下記まで御連絡ください。

【問合せ先】 小樽市福祉保険部介護保険課計画・保険 G 担当：眞屋  
TEL32-4111（内線 453） FAX 27-6711

## 介護職員等処遇改善加算等 実績報告書の提出期日について

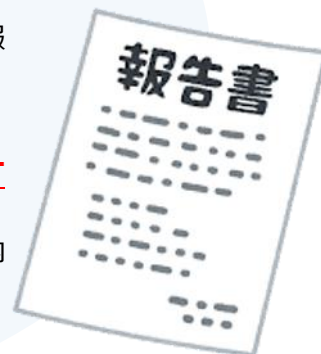
令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定されていた事業所のみなさまは、

**令和8年7月31日（金）**までに**令和7年度の実績報告書**を小樽市へ提出する必要があります。

実績報告書は、令和7年度の計画書の内容や介護保険最新情報 Vol.1353 を参考にして作成してください。

なお、報告書の提出については、昨年度より原則 **LoGo フォームでの提出**となっています。

詳細につきましては、メールでお知らせしておりますので、必ず内容を御確認ください。



### 駐車許可について知っていますか？

訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることができます。

駐車許可の対象車両は以下の通りです。

- ・医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両

※訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があります。

なお、駐車許可は、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行われており、必ずしもすべての場合に許可が行われているわけではありません。また、駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等があります。

詳しくは、小樽警察署交通課にお問い合わせください。

## 居宅介護支援事業所の管理者要件について

居宅介護支援事業所の管理者については、平成 30 年度介護報酬改定において、管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。

令和 3 年 3 月 31 日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者を継続する場合に限り、令和 9 年 3 月 31 日までは管理者を主任介護専門員とする要件の適用が猶予されています。

**令和 9 年 3 月 31 日までの管理者が変更となる場合は、新たな管理者は主任介護支援専門員である必要があります。**

なお、猶予期間が迫ってきておりますので、該当になる事業所は、計画的に主任介護支援専門員の資格を取得させるなどの御対応をお願いいたします。

### ◆居宅介護支援におけるモニタリングの取扱いについて◆

算定基準（青本）では、**特段の事情がない限りモニタリングを適切に実施していない場合は、居宅介護支援費の減算**となります。

モニタリングが適切に実施できない場合は、介護支援専門員が「特段の事情」と判断した理由を、**令和 4 年 8 月 19 日以降**市で確認・把握していますので、**実施できないことが判明次第、事前に市へ連絡の上、「特段の事情」の内容について提出をお願いします。**

**※提出する内容については、参考様式を作成していますので、事前連絡を受けた際にメールでお送りします。**

※「特段の事情」とは、運営基準（赤本）の解釈通知にあるように、**利用者の事情により**、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。

さらに、特段の事情がある場合については、**その具体的な内容を記録しておく**必要があります。取扱いについては、算定基準及び運営基準でも確認してください。



## 外国人交流会を開催しました

5月下旬に、市内在住の外国人向け交流会として、済生会スポーツスクエアにてモルック大会を開催しました。

様々な国籍や年齢の方たちに申し込みをしていただきました。日本語があまりできない方もいらっしゃいましたが、自然と周りの方々が説明をしてくれ、和やかな雰囲気ではじまりました。

済生会の皆様に教えてもらいながら練習をした後、五つのチームに分かれトーナメント方式で試合を行いました。

初めてモルックをやるという方がほとんどでしたが、すぐにコツをつかみ、白熱した大会となりました。試合の最中は同じチーム同士で声を掛け合うだけでなく、相手チームを拍手で応援し、試合後には握手をするなど、モルックを通して交流を深めていました。

7月、8月には二回シリーズの外国人介護職員（日本人介護職員も OK）向けの研修会もありますので、詳しくは次項のリーフレットを御覧ください。



# 気軽に参加しよう！ 外国人介護職員研修会&交流会

R8 年度 小樽市外国人介護人材支援事業

## このイベントって？

- ・外国人の方向けの、交流と勉強のイベントです ・お金はかかりません
- ・初めてでも OK！楽しく参加できます

## あつまれ！モルックワールドカップおたる

### 第1回 5/24（日）、第2回 6/28（日）どちらも 13:00～15:30

- ・モルックを楽しみながら交流（初めての方のサポートあり）＊動きやすい服装と靴で来てください
- ・場所：済生会スポーツスクエア（小樽市築港 1 1 - 1 ウイングベイ小樽 2 番街 2 階）
- ・参加できる人：市内に住んでいる外国人／各回 40 名
- ・申込期間 第1回：令和 8 年 4 月 20 日（月）～5 月 8 日（金）  
第2回：令和 8 年 5 月 25 日（月）～6 月 2 2 日（月）



## 研修会&交流会「施設での看取りの介護」7/30（木）、8/27（木）どちらも 14:00～15:30

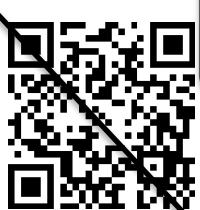
- ・講師：有限会社シャイニング 代表取締役 住友 幸子氏（認知症介護指導者、看護師）
- ・場所：小樽市保健所講堂（小樽市築港 11 番 1 号）
- ・参加できる人：外国人介護職員（日本人介護職員も OK）／30 名
- ・7/30（木）、8/27（木）はシリーズなのでどちらも参加してください
- ・申込期間：令和 8 年 6 月 29 日（月）～7 月 17 日（金）



## 申込み

- ・各回、QR コードか URL からスマホで簡単申込み

第1回 5/24 モル



終了しました

<https://logoform.jp/f/0UVh4>

第2回 6/28 モルッ



終了しました

<https://logoform.jp/f/7p7HC>

施設での看取りの介護



<https://logoform.jp/f/PcZsi>

## 問合せ先

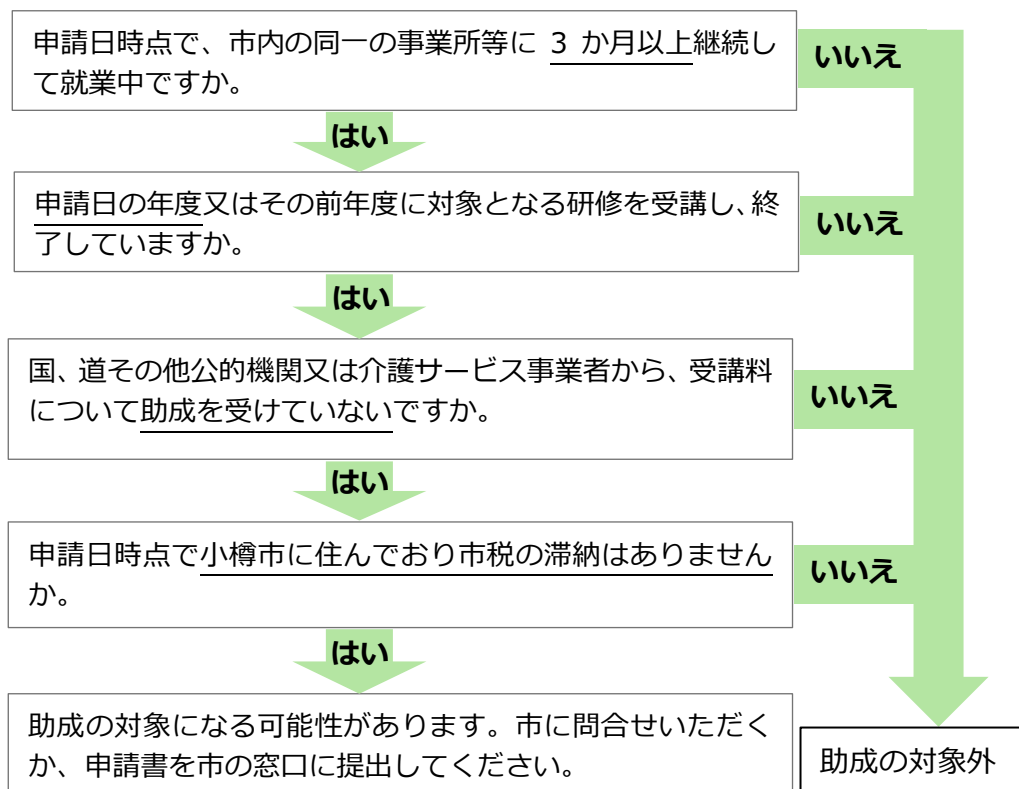
- ・小樽市 福祉保険部 地域包括ケアグループ 外国人介護人材研修担当
- ・0134-32-4111（内線 412・466）平日 9:00～17:00

## 〈あなたが払った研修受講料が助成金の対象になるかもしれません〉

市では、今年度も介護の仕事を始めたい方やスキルアップを目指す方を応援するため、助成金を用意しています。

下記研修を令和7年度または令和8年度に受講された方は、助成金の対象になるかもしれません。QRコードより助成の要件や申請方法を確認してみてください。

### 助成金申請チェックフロー図



助成金の対象となる研修

介護職員初任者研修

介護福祉士実務者研修

介護支援専門員実務研修



助成金の対象になるのか、申請書の書き方が知りたい等は下記へお気軽のお問合せください。

【問合せ/申請書提出】小樽市福祉保険部 福祉総合相談室地域包括ケアG  
電話 32-4111 （内線 467） 月～金（祝日除く）9時～17時

# お知らせ



## 福祉総合相談室への書類の提出について

福祉総合相談室地域包括ケアグループが所管する下記書類につきましては、これまで介護保険課10番窓口（別館1階）においても、便宜的に受付を行っていましたが、現在、受付窓口を福祉総合相談室地域包括ケアグループ3番窓口（本館1階）に一本化しております。

- ・小樽市介護用品助成事業利用申請書（様式第1号）
- ・小樽市独居高齢者等給食サービス事業申請書（様式第1号（第6条関係））
- ・介護給付費過誤申立書（総合事業分）
- ・その他、福祉総合相談室地域包括ケアグループ所管の書類  
（地域支援事業関係書類など）

事業者の皆様におかれましては、今後の提出先につきまして御留意くださいますようお願いいたします。

## よろしくお願いします



〔発行〕 小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp